

交通安全対策特別委員会議録 第三号

昭和五十一年三月三日（水曜日）

午後一時二分開議

出席委員

委員長 太田 一夫君

理事 粕谷 茂君

理事 三枝 三郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 片岡 清一君

理事 前田治一郎君

理事 佐野 進君

理事 沖本 泰幸君

理事 瓦 力君

理事 勝澤 芳雄君

理事 紺野与次郎君

理事 齊藤滋与史君

理事 久保 三郎君

理事 土橋 一吉君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

運輸大臣 木村 睦男君

建設大臣 竹下 登君

國務大臣 植木 光教君

（総理府総務長官）

國務大臣 福田 一君

（国家公安委員
会委員長）

出席政府委員

総理府総務副長 森 喜朗君

内閣総理大臣官
房交通安全対策
室長 室城 庸之君

警察庁交通局長 勝田 俊男君

運輸政務次官 佐藤 守良君

運輸大臣官房審
議官 中村 四郎君

運輸省鉄道監督
局長 妹尾 弘人君

建設政務次官 村田敬次郎君

建設省道路局次
長 中村 清君

委員外の出席者

日本国有鉄道常
務理事 山岸 勘六君

特別委員会調査
室長 綿貫 敏行君

本日の会議に付した案件

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
（内閣提出第一〇号）
交通安全対策に関する件

○太田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の交通安全施設等整備事業に関する緊急
措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する緊
急措置法を議題といたします。

政府より提案理由の説明を聴取いたします。竹
下建設大臣。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及
び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
（本号末尾に掲載）

○竹下國務大臣 交通安全施設等整備事業に関す
る緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正
する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

交通事故の防止は国民共通の願いであり、従前
より、国、地方公共団体等が一体となって各般の
交通安全対策を強力に実施しているところであり
ます。

この結果、最近における交通事故の発生状況は
年々減少する傾向にありますが、昭和五十年にお
いてなお交通事故による死者は二万人余、負傷者
は約六十二万人に達しております。その状況
は、依然として憂慮すべきものがあります。

このような情勢に対処するため、現行の計画に
引き続き、昭和五十一年度以降の五カ年間に
おいて、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案を提出いたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で
ありますが、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに
御可決くださるようお願いいたします。

○太田委員長 これにて提案理由の説明は終わり
ました。
本案に対する質疑は後日に譲ります。

○太田委員長 交通安全対策に関する件について
調査を進めます。
この際、竹下建設大臣、福田国家公安委員長、
植木総理府総務長官及び木村運輸大臣から、交通
安全対策の基本施策について、それぞれ説明を聴
取いたします。竹下建設大臣。

○竹下國務大臣 交通安全対策に関する諸施策に
ついて御審議をお願いするに当たり、一言所信を
申し述べたいと存じます。
御承知のとおり、わが国の経済、社会の発展に
伴う自動車輸送需要の増加と多様化に対処するた
め、政府としては、昭和四十八年度を初年度とす
る第七次道路整備五カ年計画を作成し、これに基
づき、道路事業の推進を図っている次第でありま
す。

しかしながら、このような自動車輸送の増加
は、反面交通事故の多発をもたらし、昭和四十五
年には、交通事故による死者数が、約一万七千人
の多きに達しております。その後は、関係者の懸
念の努力により、死者数は漸次減少の傾向にあり
ますが、昨年一年間で、なお一万人余の死者と約
六十二万人の負傷者の発生を見ているというまだ憂
慮すべき状態にあります。

このような事態に対処するため、昭和五十一年
度には、より一層強力な交通安全対策の推進を図
ってまいりたいと存じます。

まず、道路の新設または改築に当たりまして
は、交通安全対策基本法の精神にのっとり、交通
安全施設等の完備した道路を整備することいた
してまいります。

次に、既存の道路につきましては、昭和四十
一年度以後交通安全施設等整備事業計画により、総
合的かつ計画的に交通安全施設の整備拡充を図っ
てまいりましたが、引き続き、昭和五十一年度を
初年度とする第二次交通安全施設等整備事業五カ
年計画を作成し、昭和五十一年度はその新しい計
画のもとに、交通安全施設の整備を進めてまいり
たいと考えております。特に道路交通上弱い立場
にある歩行者、自転車利用者を交通事故から守る
ための施設の整備に重点を置くこととしておりま
す。

また、既存道路における危険箇所を解消する
べく道路防災事業を強力に推進してまいること
いたしてまいります。

さらに、踏切道における交通事故の防止と交通
の円滑化を図るため、引き続き、昭和五十一年度
以後の五カ年間に改良すべき踏切道を指定して日

本国有鉄道、地方鉄道等における踏切道の立体交差化等の事業を推進することとしたしております。

最後に、道路管理体制を強化して、道路交通の安全の確保と交通の円滑化を図ることとしております。特に、大型車両による交通事故の発生を防止するため、道路法に基づき、これら大型車両の通行に対する指導、取り締まりを強化し、その秩序正しい通行を確保するとともに、道路交通に関する情報の収集及び提供について、体制の強化拡充を推進することとしております。

なお、交通事故防止及び児童、青少年の心身の健全な発達に資するため、昭和四十七年度を初年度とする現行の都市公園等整備五カ年計画を改定して、新たに昭和五十一年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画を作成し、その初年度として、都市における国民の日常生活に密着した児童公園等の基幹公園及び緑道の緊急かつ計画的な整備の推進を図ることとしております。

以上、交通安全に関する諸施策について所信の一端を申し述べましたが、交通事故防止のため今後一層徹底した総合的な交通安全施策を強力に推進していく決意でありますので、よろしくお願ひ申し上げる次第であります。

なお、ごあいさつを申しおりましたが、仮谷大臣の補充人事で建設大臣を拝名した竹下登であります。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○太田委員長 次に、福田国家公安委員長。

○福田(一)国務大臣 本委員会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げますと、所信の一端を申し述べ一層の御指導を賜りたいと存じます。

委員各位には、平素から交通問題について多大の御尽力をいただいております。まことに感謝にたえません。

御承知のように、わが国の交通事故は、関係機関を初め国民各層の方々の懸命な努力により、昨年度で五年連続減少という画期的な成果をおさめ、特に死者数においては、昭和三十四年以来十六年ぶりに一万一千人を下回ることができたのであります。しかしながら、年間の交通事故による死者数は、いまなお六十三万人を超え、国民生活に重大な脅威を与えており、特に昨年は、子供の犠牲者が増加傾向にあるなど憂慮すべき数多くの問題も出てきています。また、都市を中心とした交通渋滞や排出ガス、騒音等による生活環境の悪化も深刻な問題であります。

警察といたしましては、歩行者や自転車利用者の保護を最重点に、交通事故の減少傾向を長期的に定着させ、少なくとも五年後には、年間の死者数をピーク時の半分以下に抑えることと公害のない住みよい生活環境の確保を図るといふ二つの長期目標を設定しているところであります。

また、昨年いろいろ御審議をいただいて発足をいたしました自動車安全運転センターにつきましては、本年一月からすでにサービス業務を開始しておりますが、警察業務ともども運転者に対する利便の増進と交通事故防止に大いに貢献させるべく、適切な指導、育成に努めてまいらる所存であります。

委員各位の一層の御高示と御鞭撻を賜りますようお願いいたします。私のあいさつといたします。(拍手)

○太田委員長 次に、植木総理府総務長官。

○植木国務大臣 国会会における交通安全対策特別委員会の審議が開始されるに当たり、交通安全対策に関する所信を申し上げます。

まず、海上交通の安全の確保につきましては、航路、港湾、航路標識、航行管制情報システム等海上交通環境の整備を推進するとともに、タンカーの防火構造等船舶の構造、設備の基準の改正、船員の資質の向上、水先制度の充実等船舶の構造、設備及び運航面における安全性の向上に配慮するほか、海上交通関係法令の見直し及び航法の指導、取り締まりの強化等海上交通ルールの周知徹底を図り、事故の防止に努めていくことといたしております。

特に、東京湾における一昨年十一月のタンカーの衝突事故、昨年六月の座礁事故等を教訓として、ふくそう海域における危険物積載船舶等の安全対策を強化する目的で、これらの海域における強制水先制度の計画的な導入を図るほか、海上交通安全法の必要な見直しに關して海上安全船員教育審議会に諮問するなど、現在具体的な施策の実施を急いでいるところであります。

また、昭和四十九年から新たに実施した小型船舶に対する船舶検査に關し、適用が当分の間除外されていた小型漁船についても早期に検査を実施するための準備を進めております。

なお、不幸にして事故が発生した場合の応急体制につきましては、巡視船艇、航空機、通信施設等の増強による救助体制の充実を図るとともに、海上における危険物の流出、火災等による被害を防止するため海洋汚染防止法の改正案を提出いたしております。

次に、陸上交通のうち鉄道交通の安全確保につきましては、自動信号化、CTC化、継電連動化等保安施設の整備、車両の不燃化等による地下鉄道等の火災対策の推進、鉄道従事者の資質の向上、運転管理体制の充実等を従来に引き続いて推進していくことといたしております。

また、踏切道につきましては、今後とも立体交差化、構造改良及び踏切保安設備の整備を引き続き進めていくため、現行の整備期間を延伸する踏切道改良促進法の改正案を提出いたしております。

自動車交通につきましては、自動車運送事業者の安全管理の徹底、車両の安全規制の強化、検査要員の増員、検査コースの増設等検査体制の充実を図るほか、自動車事故対策センターによる交通遺児に対する貸し付けの拡充等被害者救済対策を推進していくことといたしております。

次に、航空交通の安全確保につきましては、航空保安施設、航空管制施設、空港施設等の整備、拡充及び航空気象業務の充実を強力に推進するとともに、航空機乗員及び航空保安要員の養成体制の充実等を図ることといたしております。

また、航空会社に対しましては、機材の点検整備の強化、運航乗務員の資質の向上、運航管理体制の充実を強力に指導し、安全の確保を図ることとしております。

最後に、運輸省が所管いたしております気象業務につきましては、気象の的確な予報や情報の提供が交通安全に深い関係がありますことに留意し、気象観測の充実、迅速、的確な情報の伝達等に努めていくこととしております。

以上、交通安全対策につきましては、私の所信の一端を述べたまいりました。昭和五十一年度は先ほど述べました第二次交通安全基本計画を初めといたしまして、第五次港湾整備五カ年計画、第三次空港整備五カ年計画等の長期計画の初年度に当たるわけでございます。この機会をとらえ、私も意を新たに交通安全行政の重要性を深く認識し、一層の努力を傾けてまいりたいと存じます。

何とぞ、委員各位の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げます。(拍手)

○太田委員長 此の際、森総理府総務副長官、佐藤運輸政務次官及び村田建設政務次官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許してまいります。森総理府総務副長官。

○森(喜)政府委員 御紹介をいただきました、総理府総務副長官を拝命いたしました森喜朗でございます。

浅学非才、しかもきわめて若輩者でございますが、一生懸命その務めを果たしてまいりたいと存

じております。委員長初め委員諸先生方の御指導を心からお願いを申し上げます、ごあいさつといたします。(拍手)

○太田委員長 次に、佐藤運輸政務次官。私、一言ごあいさついたします。

私、このたびは運輸政務次官を拝命いたしました佐藤守良でございます。

先ほど運輸大臣の所信表明にもございましたように、運輸行政に携わる者としていたしまして一番大切なことは、交通安全の確保でございます。至って微力な私でございますが、委員長初め各先生方の御指導、御鞭撻、御後援を仰ぎながら職責を全うしたいと考えております。どうぞよろしく御願いたします。(拍手)

○太田委員長 次に、村田建設政務次官。村田政府委員 私、このほど建設政務次官を拝命いたしました村田敬次郎です。

大変未熟者でございますが、建設行政また交通安全対策のために最善を尽くしてまいりたいと存じます。何とぞ、委員長また委員の皆様方の格別の御鞭撻、御指導を賜りますようお願いいたします。

申し上げます、簡単にございますが、ごあいさついたします。(拍手)

○太田委員長 次に、昭和五十一年度における陸上交通安全対策関係予算について説明を求めます。

○室城政府委員 昭和五十一年度の陸上交通安全対策関係予算につきまして、お手元に配付してあります予算調書によりまして、関係各省庁の分を一括して御説明申し上げます。

昭和五十一年度の予算は、五千四百十八億四千万円でありまして、昭和五十年度の予算額四千四百七十四億七千八百万円に比しまして二・一％の増加となっております。これは、昭和五十年度の予算が対前年度比四・五％の伸びにすぎなかったことに比べまして、また昭和五十一年度一般

会計予算の伸び率一四・一％に比べまして、かなり高くなっているところであります。

各項目ごとに御説明いたしますと、まず、一ページの道路交通環境の整備につきましては四千五百七十九億九千万円、対前年度比一九・七％増を計上しております。

(1)の交通安全施設等の整備は、本国会に御審議をお願いいたしております交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法の一部改正に基づき、昭和五十一年度より発足が予定されている第二次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画に基づくものでございまして、六百三十四億八千二百万円、対前年度比二六・六％増となっております。

その内訳は、アの交通管制システムの整備(警察庁分)が百十億二千七百万円、対前年度比一五・〇％増となっております。これは交通管制センターの新設、信号機の新設その他道路標識等の交通安全施設等の整備に要する費用について補助するための経費でございます。

また、イの特定交通安全施設等の整備(建設省分)は五百二十四億五千五百万円、対前年度比二九・三％増となっております。緊急に交通安全を確保する必要がある道路の区間において、歩道、自転車道、立体横断施設、道路照明等の交通安全施設等の整備に要する費用について負担し、または補助するための経費でございます。

(2)の改築事業による交通安全対策事業(建設省分)は二千二百三十六億九千三百万円、対前年度比二六・七％増となっております。現道拡幅による歩道等の交通安全施設等の設置、現道に歩道等の設置が困難な区間における小規模バイパスの建設等に要する費用について負担し、または補助するための経費でございます。

(3)の道路防災対策事業(建設省分)は四百三十四億六千万円、対前年度比一・二％増となっております。落石、なだれ等を防止するための道路施設の整備、路肩整備、交通危険箇所局部的改良等に要する費用について負担し、または補助するための経費でございます。

(4)の踏切道の立体交差化等(運輸省・建設省分)は、本国会に踏切道改良促進法の一部改正に

ついで御審議をお願いいたしておりますが、この踏切道改良促進法に基づくもので、五百二十六億八百万円、対前年度比一五・八%増となっております。

その内訳は、アの踏切保安施設の整備に要する費用について補助するための経費二億六千二百万円、二ページに移りまして、イの踏切道の立体交差、鉄道高架等に要する費用について負担し、または補助するための経費五百二十三億四千六百万円でございます。

(5)の交通安全対策特別交付金(自治省分)は四百九十八億三千七百万円で、前年度とほぼ同額となっております。交通反則金の収入額に相当する金額を地方公共団体が行う交通安全施設の設置に要する費用に充てるため、地方公共団体に交付するものでございます。

(6)の基幹公園の整備(建設省分)は、昭和五十一年度より発起が予定されている第二次都市公園等整備五カ年計画に基づくものでございます。二百四十一億一千万円、対前年度比二二・九%の増となっております。この経費は、路上における遊びや運動による交通事故を防止し、児童及び青少年の遊び場を確保するための児童公園等の住区基幹公園及び総合公園等の都市基幹公園の整備に要する費用について補助するための経費でございます。

(7)の緑道の整備(建設省分)は、新規項目でございます。前項と同じく第二次都市公園等整備五カ年計画に基づくものでございまして、二億九千三百万円となっております。これは、路上における事故を防止し、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図るための緑道の整備に要する費用について補助するための経費でございます。

(8)の居住環境整備事業等(建設省分)は九千九百万円となっております。幹線街路に囲まれた居住地区内における交通事故を防止し、居住環境の改善を図るため、補助幹線街路、区画街路、歩行者専用道を総合的に整備する費用について補助する

ための経費でございます。

(9)の校庭開放事業(文部省分)は三億八千八百万円となっております。市街地における子供の遊び場確保のための措置の一環として市町村が校庭を開放するために要する費用について補助するための経費でございます。

2の交通安全思想の普及につきましては九千五百万円、対前年度比四・四%増となっております。

その内訳は、(1)の総理府分のダンパカー事業者に対する交通安全指導のための経費八百万円、三ページに移りまして、(2)の警察庁分の交通安全に関する広報事業等の委託費二千百万円、(3)の文部省分の交通安全教育研究等の委託費五百百万円、及び(4)の厚生省分の母親クラブの活動に要する費用について補助するための経費六千百万円でありま

す。3の安全運転の確保につきましては二百三十八億二千八百万円、対前年度比二四・七%増となっております。

(1)の運転者管理センターの運営(警察庁分)は四億八千三百万円で、電子計算組織による同センターの運営経費でございます。

(2)の交通取り締まり用車両等の整備(警察庁分)は八億二千百万円で、交通取り締まり用パトカー、二輪車等の整備に要する経費でございます。

(3)の交通取り締まり体制の充実強化(警察庁分)は十億四百万円、対前年度比一〇・八%増となっております。引き逃げ事件その他重要交通事故事件の捜査活動の強化、違法駐車等の取り締まり強化等に要する費用について負担し、または補助するための経費でございます。

(4)の交通事故裁判処理体制の整備(裁判所分)は、前年度より若干減少しておりますが、交通事故裁判処理体制の充実を図るための増員経費等八千四百万円となっております。

(5)の交通事故処理体制の整備(法務省分)は九億三千八百万円、対前年度比五・二%増となっております。

おります。捜査、公判等検察活動経費、その他各種検察充実強化の経費でございます。

(6)の自動車事故防止対策等(運輸省・沖繩開発庁分)は一億七千七百万円で、前年度とほぼ同額となっております。自動車運送事業者、鉄軌道事業者等の監査、指導経費でございます。

四ページに移りまして、(7)の自動車検査登録業務の処理体制の整備(運輸省分)は二百三億五百万円、対前年度比三〇・三%増となっております。

検査施設の増設、検査登録要員の増員等、自動車検査登録業務の処理体制整備に要する経費でございます。

(8)の自動車運転者労務改善対策(労働省分)は一千六百万円で、自動車運転者の労務管理の改善を促進するための経費でございます。

(9)の安全運転センターの設立(警察庁分)は、五十年度設立のための出資金五千万円を計上しておりますが、五十一年度は計上しておりません。

4の被害者の救済につきましては五百九十三億九千九百万円、対前年度比三一・六%増とかなり、大幅な増額となっております。

(1)の救急業務施設の整備(自治省分)は八千五百万円、対前年度比一六・四%増となっております。救急活動の迅速化を図るため、救急指令装置の整備に要する費用について補助するための経費でございます。

(2)の救急医療施設の整備等(厚生省分)は十四億三千五百万円、対前年度比五八・二%増と大幅な増額となっております。新たに重症救急患者の総合的な救命医療を担当する救命救急センターを設置するための経費及び救急医療施設医師の研修等に要する経費でございます。

(3)のむち打ち症対策(労働省分)は六百万円で、むち打ち症の委託調査研究経費でございます。

(4)の通勤災害保護制度の実施(労働省分)は五百三十六億七千四百万円、対前年度比三二・〇%増と大幅な増額となっておりますが、被災労働者及びその遺族の保護を図るための経費でございます。

(5)の交通事故相談活動の強化(総理府分)は一億七千三百万円、対前年度比一一・六%の増となっております。この経費は、既設の交通事故相談所の充実を図るほか、支所を増設する費用について補助するための経費でございます。

五ページに移りまして、(6)の法律扶助事業の強化(法務省分)は、前年度と同額の七千二百万円で、法律扶助協会が行う貧困者の交通事故に対する法律扶助事業に要する費用について補助するための経費でございます。

(7)の自動車損害賠償責任再保険特別会計による補助等(運輸省分)は三十九億四千六百万円、対前年度比二一・四%増となっております。

その内訳は、アの自動車事故対策センターの助成費二十八億五千万円及びイの交通事故相談業務、救急医療施設の整備等に要する費用について補助するための経費十億九千五百万円でございます。

5のその他は、調査研究費でございますが、五億八千九百万円、対前年度比一〇・九%増となっております。その内訳は、(1)の通産省分の自動車安全強化対策費百万円、(2)の運輸省分の自動車事故防止に関する研究開発費七千五百万円、(3)の建設省分の道路交通安全対策に関する調査研究費四億三千四百百万円、(4)の総理府分の交通安全調査研究費等七千百万円でございます。

以上、昭和五十一年度の陸上交通安全対策関係予算について御説明申し上げます。

○太田委員長 次、昭和五十一年度における海上交通及び航空交通安全対策関係予算について説明を求めます。中村運輸大臣官房審議官。○中村(四)政府委員 昭和五十一年度における海上交通及び航空交通安全対策関係予算について御説明申し上げます。お手元に縦長の用紙で横書きの資料、右上端に運輸省と書いてある資料をお配りしております。

で、これに沿って御説明申し上げます。
まず、海上交通安全対策関係予算でございますが、港湾関係で一部未定のを除きまして、合計三百二十二億九千四百万円を計上してございませう。これは前年度と比較いたしまして四十六億三千九百万円、一六・七%の増加と相なっております。

その内訳を御説明申し上げますと、まず①の交通環境の整備といたしまして百六十億三千七百七十七万円を計上してございませう。

内容といたしましては、まず①の港湾等の整備としまして百四億八千二百万円を計上してございませう。その内訳は、①の航路の整備として、東京湾口、瀬戸内海、関門航路ほか六航路の航路整備のために九十七億二千万円、②の避難港の整備として、三港の整備のために七億六千二百万円がございませう。そのほか③の防波堤・泊地の整備等といたしまして、一般港湾における防波堤、泊地の整備のほか、危険物取扱施設の整備等を行うための経費がございませうが、現在、実施計画を作成中でございますので、金額は未定といたしてございませう。

以上は、昭和五十一年度を初年度として新たに策定いたします第五次港湾整備五カ年計画の第一年度分のものでございませう。

それから②の航路標識の整備といたしまして、灯台等の光波標識、デッカ等の電波標識等の新設、改良を行うための経費五十五億五千五百万円がございませう。この中には、船舶の動向を把握いたしまして、その管制、情報提供等を行います海上交通情報機構の整備のための経費が含まれております。

次に、②の船舶の安全性の確保といたしまして一億三千七百七十七万円を計上してございませう。

内容といたしましては、①の船舶の安全基準の整備等として条約等国際的な動向に対応して船舶の安全基準を整備する等のための経費千七百七十七万円がございませう。

それから②の船舶検査の充実といたしまして一

億二千万円を計上してございませうが、その内訳は、当省が直接船舶の検査を行いますための経費八千万円及び小型船舶の検査を実施するため一昨年設立されました日本小型船舶検査機構に対しまし出す資等のための経費四千万円がございませう。

次に、③の安全運航の確保といたしまして八十七億三千二百万円を計上してございませう。

内容といたしましては、①の海上交通関係法令の周知徹底等としまして、関係法令の円滑な実施のために関係者に対する法令内容の周知等を行うための経費一億三千万円がございませう。

次に②の海上交通に関する情報の充実といたしまして、海図等の刊行等の水路業務及び海洋気象情報の提供等の海洋気象業務の充実のための経費十一億四千万円がございませう。

二ページ目に移ります。③の運航管理の適正化等といたしまして、旅客航路事業者の監査、船員労務監査及び船員災害防止指導のための経費二千三百万円がございませう。

④の船員の資質の向上といたしましては七十四億六千四百万円を計上してございませう。その内訳といたしましては、まず①の船員養成機関の充実として、航海訓練所における訓練、海員学校、海技大学校における教育等の充実のために七十三億三千八百万円、②の海技従事者国家試験の実施として、船舶職員として船舶に乗り組むべき者の資格試験を実施するために一億二千六百万円がございませう。

以上のほか、⑤のその他といたしまして、水先人試験の実施等のための経費二百万円がございませう。

次に、④の警備救難体制の整備といたしまして七十三億六千四百万円を計上してございませう。

内容といたしましては、①の巡視船艇及び航空機の整備強化としまして、巡視船艇の代替建造等を行うとともに、航空機及び航空基地の整備を行うための経費六十二億二千八百万円がございませう。

それから②の海難救助・海上防災体制の整備と

いたしまして、救難、防災体制及び海上保安通信体制の充実強化を図るための経費十一億三千六百万円がございませうが、この中には海上災害防止センター(仮称)に対する出資金二億円が含まれております。

最後に、⑤の海難防止に関する研究開発といたしまして、備考欄にございませうとの研究を実施するための経費二千四百万円を計上してございませう。

以上が海上交通安全対策関係の経費でございませう。次に、ページを繰っていただきまして、航空交通安全対策関係予算でございますが、合計八百六十二億三千七百万円を計上してございませう。これは前年度と比べまして百五十一億七千五百万円、二一・四%の増加となっております。航空の安全の確保につきましては、昭和五十一年度を初年度として新たに策定いたします第三次空港整備五カ年計画を中心にして、所要の安全施設等の充実強化に努めてまいることといたしてございませう。

以下、内訳を御説明申し上げます。まず、①の交通環境の整備といたしまして八百億六千二百万円を計上してございませう。内容といたしましては、①の空港の整備、維持運営として、滑走路等の空港施設及びILS等の空港用航空保安施設の整備及び維持運営のための経費六百二十八億二千七百万円がございませう。

それから②の航空路の整備、維持運営といたしまして、航空路監視レーダー、管制情報処理システム等の管制施設、VOR/DME等の航空保安無線施設等の整備、維持運営のための経費百七十二億三千五百万円がございませう。

次に、②の航空機の安全性の確保といたしまして、航空機の型式証明検査、耐空証明検査等を行うための経費四千八百万円を計上してございませう。

それから③の安全運航の確保といたしまして六十億三千七百万円を計上してございませう。

内容といたしましては、まず①の航空保安施設

の検査としまして、航空保安施設の運用状況について飛行検査機による検査等を行うための経費十二億五千四百万円がございませう。

②の航空気象業務の整備といたしまして、航空気象官署の整備等のための経費五億七千七百万円がございませう。

次に③の航空従事者の資質の向上といたしまして四十二億円を計上してございませう。その内訳といたしましては、①の航空従事者養成機関の充実としまして、航空大学校、航空保安大学校における教育等の充実のために四十一億六千五百万円、②の航空従事者技能証明等の実施として航空従事者技能証明及び航空交通管制官の資格試験実施のために三億五千五百万円がございませう。

最後に、④の航空事故防止に関する研究開発といたしまして、備考欄にございませうとの諸研究を実施するための経費八千九百万円を計上してございませう。

以上が航空交通安全対策関係予算でございませう。簡単にございませうが、これをもちまして、海上交通及び航空交通安全対策関係予算の説明を終わらせていただきます。

○太田委員長 次に、昭和五十一年中における交通警察の運営について説明を求めます。勝田警察庁交通局長。

○勝田政府委員 昨年の交通事故の概況及び本年の交通警察の重点施策につきまして、お手元に配付いたしております資料によりまして、要点を御説明申し上げます。

昨年中の交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数とも減少いたしました。発生件数は六年連続減少、死者数及び負傷者数は五年連続減少となりました。特に交通事故死者につきましては、前年の大幅減を受けてまして、きわめて厳しい条件下にありましたが、前年に比べて六百四十人、五・六%減少し、昭和三十四年以来十六年ぶりに一万一千人を下回ることができましたのであります。

このような成果を上げ得ました要因には、交通

安全施設の整備、国民の交通安全意識の向上等、種々あると思われませんが、関係行政機関、団体を初め国民各層の方々の長年にわたる総合的な交通安全対策が実を結びつつあることを示しているものと考えております。

しかしながら、いまなお交通事故による死傷者は六十三万人を超えており、また内容的に見ましても解決すべき問題が残っているものであります。

その一つは、交通事故全体の中で、歩行者、自転車利用者の占める割合が依然として高いことであり、死者の中で歩行者はマイナスイナス九・九%と相当の減少を示したものの、なお三四・六%を占め、自転車利用者の一・六%と合わせて四六・二%にもなり、欧米各国の歩行者の割合が、イギリスを除いて二〇%前後と低いのに比べて、問題であります。

次は、都道府県間や都市間といった地域間の事故率の格差が大きいことでもあります。たとえば、昨年中の人口十万人当たりの死者数は、都道府県では、一番少ない東京都の三・三人に対し、一番多い茨城県では十九人であり、都市について見ると、同様に兵庫県宝塚市の一・三人に対し、愛媛県今治市の二十五・二人となっており、地域間のこのように大きな格差を解消していくことが今後の重要な課題であります。

また、年齢別では、全般的に減少している中で、十二歳以下の子供、特に六歳以下の幼児の犠牲者の増加が目立っているのも問題であります。

これらの問題のほか、都市部を中心として、自動車排出ガス、騒音等による生活環境の悪化、交通渋滞の激化等の問題も生じているのであります。

このような情勢下において、警察といたしましては、二つの長期目標を掲げ、この目標の達成に向かつて諸施策を結集してまいりたいと考えております。

その一つは、歩行者、自転車利用者の保護を重点に、交通事故の減少傾向を長期的に定着させ、特に交通事故による死者については、五年後に

は、過去の最高であった昭和四十五年の死者数を半減させることであり、いま一つは、交通公害防止、交通渋滞緩和対策を自動車交通が過密化している都市を中心に推進し、安全で住みよい生活環境の確保に資することであり、

本年においては、この長期目標達成の第一歩として、死亡事故減少傾向の定着化と都市における住みよい生活環境の確保を重点目標に掲げ、関係機関との緊密な連絡協調のもとに、都市総合交通規制の推進、交通安全施設の計画的整備、効果的な交通指導取り締まりの推進、交通安全教育の推進等のほか、本年から業務を開始しております自動車安全運転センターの活動をも含めた運転者対策の強化等、総合的な道路交通安全対策を展開してまいり所存であります。

以下、これらの対策の主な点について申し上げます。

第一に、都市総合交通規制の推進についてであります。御承知のように、一昨年来人口十万人以上の都市を中心に進めてまいりまして、都市部における交通事故の減少と生活環境の改善にかなりの成果をおさめつつありますので、本年も引き続き重点施策として推進することとしております。

その際には、歩行者、自転車利用者の安全を確保する観点から、学校周辺、住宅地、商店街等について、歩行者用道路の設定、一方通行等の規制を組み合わせた生活ゾーン対策に特に重点を指向したいと考えております。

また、バスの優先通行を確保するための交通規制や駐車禁止規制を強化することにより、都市部の自動車交通量の抑制を図っていくことにしております。特に大都市につきましては、昨年から進めている自動車交通総量の削減対策を関係機関の施策との連携を保ちながら引き続き推進してまいりたいと考えております。

第二に、交通安全施設の計画的な整備についてであります。交通安全施設の整備は事故防止にきわめて有効なものであり、すでに述べました長期

期目標を達成するための中軸となる施策であります。このような観点から、来年度から交通安全施設整備の新たな計画を策定することとしております。この計画においては、都道府県公安委員会の行う事業費規模を現行計画の約二・二倍に拡大することとしており、信号機を約三万七千基新設し、交通管制センターを二十八都市に新設し、バス感知信号機、盲人用信号機等の新規事業を導入することなどを主たる内容としております。

また、新計画の運用に当たっては、府県間、都市間の施設整備の格差の是正に配慮することとしており、新計画に基づいて本年から計画的な整備を進め、目標達成に努力してまいりたいと考えております。

第三に、交通安全教育の推進についてであります。昨年の事故発生状況から見ますと、幼児の死亡事故と子供の自転車事故が増加の傾向にあり、このため、本年は母親に対する安全教育と子供に対する自転車の正しい乗り方の教育をさらに充実、普及させていく必要があり、関係機関と協力しながらこれらの交通安全教育を推進していきたいと考えております。なお、座席ベルトの着用につきましても、各種講習会、交通安全運動、日常の街頭活動を通じて、その着用の指導を強化していくこととしております。

以上は本年推進しようとする施策のうち主なものであります。その他の施策につきましても、お手元に配付の資料により御理解くださるようお願いいたします。

どうぞよろしくお願いたします。

○太田委員長 次は、昭和五十一年度における道路交通安全施策について説明を求めます。中村建設省道路局長。

○中村建設省道路局長 昭和五十一年度における建設省の交通安全に関する施策につきまして、お手元に「交通安全施策について」という資料をお配りしておりますので、これを中心にいたしました御説明申し上げます。

まず、第一ページでございますが、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法に基づく事業でございます。

昭和四十一年度以降二次にわたる三カ年計画及び昭和四十六年度を初年度とする第一次五カ年計画によりまして、事業の推進を図ってまいりました。その結果、交通事故による死傷者数は、昭和四十六年以降毎年減少するという実績を見ることのできたのでございます。しかしながら、昭和五十年においなお交通事故による死者の数が一万余人余、負傷者の数が約六十二万人に達しているものでありまして、このような現状にかんがみ、今後とも交通事故の一層の減少を図り、その傾向を定着させるため、昭和五十一年度を初年度とする第二次五カ年計画を策定し、引き続き事業の強力な推進を図ることとしております。

第二次五カ年計画におきましては、道路管理者分の特定交通安全施設等整備事業として総額五千七百億円を計上し、歩道及び自転車道の整備延長の大幅な増大、利用しやすい立体横断施設の整備、身体障害者等の利用に配慮いたしました交通安全施設の整備、また自転車駐車場を新規事業として加えるなど、交通上弱い立場にある歩行者、自転車利用者の安全確保を中心としたしまして事業の推進を図るほか、新たに路肩の改良等を実施することとしております。

昭和五十一年度は、この五カ年計画の初年度といたしまして、特定交通安全施設等整備事業費七百二十三億円を計上いたしております。これは対前年度比三〇%の増であります。

次に、現道に歩道を設置することが困難な区間におきまして小規模バイパスをつくることといった問題、あるいは現道幅幅の一般の道路改築事業でございますが、五十一年度は対前年度比二九%増の約二千八百九十億円を予定しております。

次に、四ページに移りまして、大規模自転車道の整備事業であります。これは交通安全の安全確保とあわせて国民の心身の健全な発達に資するため、道路事業の一環として、昭和四十八年度から

整備に着手したものであります。

昭和五十一年度におきましては、継続事業の三十九路線のほか新たに四路線を追加し、事業費約六十億円、対前年度比は四〇%増になります。事業費約六十億円をもちまして整備を進めていく方針でございます。

次に、五ページの道路防災対策事業でございます。昭和四十三年の飛騨川バス転落事故以来、重点的に防災対策を進めてまいりましたが、昭和五十一年度におきましては、一般道路で約六百十三億円、有料道路で約三十億円を計上しております。

六ページに移りまして、踏切道の立体交差化事業であります。これまでの施策によつて踏切道は漸次減少してきておりますが、昭和四十九年度末現在、なお全国に四万九千カ所余りの踏切道があり、踏切事故も、昨年三月の西鉄事故、同四月の近鉄事故などが発生しているものであります。これらの状況にかんがみまして、踏切道改良促進法を改正して、引き続き昭和五十一年度以降五カ年間にわたって改良すべき踏切道を指定することとしたと考えております。昭和五十一年度は、事業費約七百七十億円をもちまして、単独立体交差化事業四百八カ所、連続立体交差化事業七十カ所を実施することといたしております。

八ページに移りますと、都市公園整備事業が載っておりますが、児童や青少年の遊び場を確保いたしまして路上における遊びや運動による事故の防止を図るため、昭和五十一年度には約六百億円の事業費をもちまして住区基幹公園、都市基幹公園及び緑道、計で一千九百六十八カ所の整備を実施することといたしております。

次に、十ページに移りますと、居住環境整備事業等というのが載っております。本事業は、居住地区内における交通事故を防止し、居住環境の改善を図るため、補助幹線街路、区画街路、歩行者専用道等総合的に整備する事業でありまして、昭和五十一年度から国が助成する方針を講じております。五十一年度には事業費約二億一千万円をもち

て五カ所、うち新規が二カ所でございますが、その事業を実施するほか、七カ所について調査を実施することといたしております。

十二ページに移っていただきたいと思ひますが、駐車場整備事業であります。都市における安全かつ適切な自動車交通機能の確保と都市機能の維持を図るためには、路上における駐車規制の強化と相まって、駐車場の整備促進が不可欠でございます。このため、都市計画で駐車場整備地区を定めるなど、駐車場の計画的な整備を図っているところであり、都市計画駐車場の整備については、昭和四十八年度から道路管理者である地方公共団体が道路の付属物として整備する駐車場に對し融資することといたしまして、その整備を図っております。この事業費といたしまして、昭和五十一年度は十四億円を見込んでおります。

それから十四ページに移っていただきますと、高速自動車国道における救急対策が述べられておりますが、高速自動車国道におきましては、日本道路公団が一定の区間につきまして自主救急基地を設置いたしまして自主救急を実施するということとしておりますが、それ以外の区間につきましては、救急業務を実施する市町村に對し公団が財政援助を行うという施策を講じております。五十一年度においては、これらの施策に必要な経費といたしまして約十二億円を計上しております。

それから次の十五ページでございますが、道路交通安全に関する調査研究でございます。交通事故及び道路災害の発生を防止するために交通安全施設整備に関する調査研究を実施しておりますが、五十一年度においては四億三千四百万円をもちまして実施する予定でございます。

十六ページに移りますと、道路の管理について述べております。道路交通安全を確保するため、不法占用物件の排除や地下埋設物に対する監査の強化を重点的に行う考えでございますが、特に上下水道管、電力管等の掘り返しを極力少なく

いたしますために共同溝の整備を促進する考えであります。このため、昭和五十一年度におきましては、事業費八十七億七千万円を計上しております。

それから次に十八ページに移りますと、大型車両等による事故防止対策でございます。昭和五十一年度におきましても、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、車両制限令違反車両の指導、取り締まりを強化してまいりたいと思ひます。

次に道路交通情報の充実でございます。これは十九ページに載っておりますが、道路の状況、交通規制等の道路交通情報を迅速的確に収集いたしまして提供することとは、道路交通安全確保にとりましてきわめて重要でございます。建設省といたしましては、四十五年に設立されました日本道路交通情報センターを中心としたしまして、道路交通情報の収集、提供体制を一層充実してまいりたいと思ひます。

最後に、二十一ページになりますが、建設業者に対する交通安全についての指導でございます。交通事故を発生させました建設業者に対する指導監督、それから市街地で建設工事を施工する際の公衆災害防止対策など、これまで実施してまいりました諸施策を今後とも強力に進めてまいりたいと思ひます。

以上、昭和五十一年度の建設省の交通安全施策について、説明を終わらせていただきます。

○太田委員長 以上で説明は終わりました。次回は公報でお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)
第一条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第三条中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に、「昭和四十六年六月三十日」を「昭和五十一年六月三十日」に改める。
第四条中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に、「昭和四十六年七月三十一日」を「昭和五十一年七月三十一日」に改める。
第六条第一項及び第七條第一項中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。
(踏切道改良促進法の一部改正)
第二条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項及び第二項中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 昭和五十一年度以前の年度の予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十一年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前にした改正前の踏切道改良促進法第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものみなす。

理由
最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、昭和五十一年度以降五箇年間に於いて実施す

べき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施するとともに、昭和五十一年度以降五箇年間に於いて改良することが必要と認められる踏切道について指定し、その改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十一年三月十日印刷

昭和五十一年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D